

○射水市竹内源造記念館条例

平成17年11月1日

条例第101号

改正 平成20年12月22日条例第47号

平成26年3月20日条例第18号

平成28年9月16日条例第47号

(設置)

第1条 郷土の名工竹内源造の鍔絵作品をはじめとする鍔絵の保存と鍔絵文化の情報発信を行うとともに、観光拠点及び交流の場として、鍔絵を生かしたまちづくりを推進するため、射水市竹内源造記念館(以下「記念館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
竹内源造記念館	射水市戸破2289番地

(職員)

第3条 記念館に館長その他の職員を置く。

(開館時間)

第4条 記念館の開館時間は、午前9時から午後5時までとし、入館は午後4時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に変更することができる。

(休館日)

第5条 記念館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、開館又は休館することができる。

- (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたるときは、その翌日)
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

(入館の拒否及び制限)

第6条 市長は、記念館に入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒否することができる。

- (1) 他の入館者の迷惑となる行為をするおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備、資料等を損傷するおそれがあるとき。

2 市長は、記念館の管理上支障があると認めるときは、入館を制限することができる。

(使用の許可)

第7条 記念館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に使用の制限その他必要な条件を付すことができる。

(使用の不許可)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、記念館の使用を許可してはならない。

- (1) 建物、附属施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がその使用を不相当と認めたとき。

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、第7条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の許可を取り消し、又はその使用を制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (3) 第7条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が管理上特に支障があると認めたとき。

(使用者の義務)

第10条 使用者は、使用の許可によって生じる権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、その使用の目的を終了したとき(第9条の規定により使用の許可を取り消されたときを含む。)は、直ちに施設等を原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者及び入館者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、これを減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に記念館の管理を

行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 前条の規定により指定管理者に記念館の管理を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 記念館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 記念館の使用の許可等に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、記念館の管理に関し市長が必要と認める業務

2 前項の場合における第4条から第9条までの規定の適用については、第4条中「市長が特に必要があると認めたときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めたときは、市長の承認を得て」と、第5条中「市長が特に必要と認めたときは」とあるのは「指定管理者が特に必要と認めたときは、市長の承認を得て」と、第6条から第9条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 指定管理者は、法令、条例その他市長の定めるところに従い、適正に記念館の管理を行わなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の竹内源造記念館設置及び管理に関する条例(平成14年小杉町条例第26号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年12月22日条例第47号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第18号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月16日条例第47号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、次の各号に掲げる規定によりなされた処分、手続その他の行為は、当該各号に定める条例の相当規定によりなされたものとみなす。
 - (1)から(3)まで 略
 - (4) 第4条の規定による改正前の射水市竹内源造記念館条例の規定 第4条の規定による改正後の射水市竹内源造記念館条例
- 3 第4条の規定による改正後の射水市竹内源造記念館条例第13条の規定により、射水市竹内源造記念館(以下この項において「記念館」という。)の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が記念館の管理を行うこととされた期間前に第7条の規定によりした許可又は同条の規定によりなされた申請は、当該指定管理者がした許可又は当該指定管理者になされた申請とみなす。